


目次

- 炭酸水を主原料とする調味飲料
- 非炭酸水を主原料とする調味飲料
- 天然ミネラルウォーター
- 瓶詰め／容器入り飲用水（天然ミネラルウォーターを除く）
- 果汁


炭酸水を主原料とする調味飲料

規格	食品安全衛生管理法	国家規格CNS（業界規格）	備考
規格の名称	飲料に関する衛生基準（Sanitation Standard on Beverages）	炭酸ソフトドリンク（容器入り）（Carbonated Soft Drink [Packaged]） CNS 2270	CNSは任意規格である 「外部リンク」 ク1 ク2
範囲	飲料	本規格は、二酸化炭素を添加した飲用水または飲料に適用される	
説明			
必須組成及び品質要件	<p>使用する水は飲用水の品質基準に準拠すること</p> <p>重金属の最大許容値（ppm）</p> <p>ヒ素：0.2 鉛：0.3 銅：5.0 スズ（金属製容器について）：150 アンチモン：0.15</p> <p>微生物限度</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一般生菌数（cfu/mL）：10^4以下。ただし容器入り製品については100以下 ● 大腸菌群（MPN/mL）： ● 10以下。ただし容器入り製品については陰性であること ● 大腸菌（MPN/mL）：陰性 ● サルモネラ：陰性 <p>容器入り飲料に対するカフェイン含有量の要件</p> <p>茶、コーヒー、およびココア以外の飲料：カフェインを含む場合には、その含有量は32 mg/100 mL（320 ppm）を上回ってはならない</p>	<p>一般特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 良好な色を有すること ● 異味および異臭がないこと ● 品質変化による混濁や沈殿物がないこと ● 二酸化炭素は十分に溶存し、開封後に気泡が発生すること <p>容器内のガス圧に関する規格</p> <p>製品が発生させるガス圧は2.0 kg/cm^2を上回らなければならないが、5 kg/cm^2を超えないこと（20°Cにおいて）</p> <p>以下を添加してもよい：</p> <p>果汁および果実ピューレ。果実、種子、茎、樹皮、葉、花などの植物に由来する抽出物</p>	
食品添加物	本衛生基準では規定されていないが、食品安全衛生管理法に基づいて定められた食品添加物基準に準拠すること	規定されていないが、関連する衛生要件に準拠すること	
汚染物質		異物を含まないこと	

衛生	<p>微生物限度</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般生菌数 (cfu/mL) : 10⁴以下。ただし容器入り製品については100以下 大腸菌群 (MPN/mL) : 10以下。ただし容器入り製品については陰性であること 大腸菌 (MPN /mL) : 陰性 サルモネラ : 陰性 <p>包装関連</p> <p>本衛生基準には規定されていないが、食品安全衛生管理法に基づいて定められた食品容器および食品包装に関する衛生基準に準拠すること</p>	<p>関連する衛生基準における要件に準拠し、容器および包装も含めること。ガラス瓶については、その品質はCNS 652 炭酸飲料に使用するガラス瓶 (Glass Bottle for Carbonated Beverage Use) の要件に準拠すること</p>	
重量及び分量	規定されていない	規定されていない	
表示	<ul style="list-style-type: none"> 食品安全衛生管理法に定められた一般表示要件に準拠すること カフェインを含有する飲料に対しては、mg/100 mLを単位としたカフェイン含有量表示に関する特定要件が存在する (当局の公示に基づく) 果実の風味付けがされているものの、果汁を含まない製品に対する特定要件が存在する。「果汁非含有 (no juice content)」という表示を行い、「風味 (flavor)」という語も製品名に含まなければならない (TFDAの表示に関する規定に基づく) 	CNS3192 事前包装食品の表示の要件に準拠すること	
分析及びサンプリング	TFDAによる関連試験法に準拠する [外部リンク] 	CNS 3761 炭酸飲料に関する試験法 (Testing Method on Carbonated Beverages) に準拠する	

非炭酸水を主原料とする調味飲料

規格	食品安全衛生管理法	備考
規格の名称	飲料に関する衛生基準	CNSは任意規格である [外部リンク] 
範囲	飲料	
説明		

<p>必須組成及び品質要件</p>	<p>使用する水は飲用水の品質基準に準拠しなければならない</p> <p>容器入り飲料に対するカフェイン含有量の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> • コーヒー飲料：「低カフェイン」と表示する場合には、カフェイン含有量が2 mg/100 mL (20 ppm) を上回らないこと • 茶飲料またはココア飲料：カフェイン含有量が50 mg/100 mL (500 ppm) を上回らないこと。「低カフェイン」と表示する場合には、カフェイン含有量が2 mg/100 mL (20 ppm) を上回らないこと • 茶、コーヒー、およびココア以外の飲料：カフェインを含有する場合には、カフェイン含有量が32 mg/100 mL (320 ppm) を上回らないこと <p>重金属の最大許容値</p> <ul style="list-style-type: none"> • ヒ素：0.2 ppm • 鉛：0.3 ppm • 銅：5.0 ppm • スズ（金属製容器について）：150 ppm • アンチモン：0.15 ppm <p>微生物限度</p> <p>食品原材料の抽出物から製造された飲料（コーヒー、ココア、茶または穀物、豆類といった原材料を用いて、抽出、粉碎、または発酵によって製造され、飲用であるものを含む）：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 一般生菌数 (cfu/mL)：10⁴以下。ただし容器入り製品については200以下 • 大腸菌群 (MPN/mL)：10以下。ただし容器入り製品については陰性であること • 大腸菌 (MPN/mL)：陰性 • サルモネラ：陰性 <p>乳酸または希釈発酵乳を添加して調製した酸性飲料</p> <ul style="list-style-type: none"> • 大腸菌群：10 MPN/mL以下。ただし加熱殺菌製品については陰性であること • 大腸菌 (MPN/mL)：陰性 • サルモネラ：陰性 	
<p>食品添加物</p>	<p>本衛生基準では規定されていないが、食品安全衛生管理法に基づいて定められた食品添加物基準に準拠すること</p>	
<p>汚染物質</p>		
<p>衛生</p>	<p>微生物限度</p> <p>食品原材料の抽出物から製造された飲料（コーヒー、ココア、茶または穀物、豆類といった原材料を用いて、抽出、粉碎、または発酵によって製造され、飲用であるものを含む）：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 一般生菌数 (cfu/mL)：10⁴以下。ただし容器入り製品については200以下 • 大腸菌群 (MPN/mL)：10以下。ただし容器入り製品については陰性であること • 大腸菌 (MPN/mL)：陰性 • サルモネラ：陰性 <p>乳酸または希釈発酵乳を添加して調製した酸性飲料</p> <ul style="list-style-type: none"> • 大腸菌群：10 MPN/mL以下。ただし加熱殺菌製品については陰性であること • 大腸菌 (MPN/mL)：陰性 • サルモネラ：陰性 <p>包装</p> <p>本衛生基準には規定されていないが、食品安全衛生管理法に基づいて定められた食品容器および食品包装に関する衛生基準に準拠すること</p>	
<p>重量及び分量</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 規定されていない 	
<p>表示</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 規定されていないが、食品安全衛生管理法に定められた一般表示要件に準拠すること • カフェインを含有する飲料に対しては、mg/100 mLを単位としたカフェイン含有量表示に関する特定要件が存在する（当局の公示に基づく） • 果実の風味付けがされているものの、果汁を含まない製品に対する特定要件が存在する。「果汁非含有」という表示を行い、「風味」という語も製品名に含まなければならない（TFDAの表示に関する規定に基づく） 	
<p>分析及びサンプリング</p>	<p>TFDAによる関連試験法に準拠する 【外部リンク】 </p>	

天然ミネラルウォーター

規格	食品安全衛生管理法	国家規格 CNS（業界規格）	備考
規格の名称	適用なし	ミネラルウォーター（容器入り）CNS 12700	CNSは任意規格である 「外部リンク」 🔗
範囲	適用なし	本規格は、食品消費を目的として販売用に密封容器に充填された天然ミネラルウォーター（以下ミネラルウォーターと称する）に適用される。容器に充填されていない、または他の用途向けのミネラルウォーターは、本規格の適用外とする	
説明		ミネラルウォーター 天然炭酸入りミネラルウォーター 非炭酸ミネラルウォーター 脱炭酸ミネラルウォーター 水源の二酸化炭素によって強化したミネラルウォーター 炭酸化ミネラルウォーター	
認可	必要	必要	
必須組成及び品質要件	重金属の最大許容値 (ppm) ⁽¹⁾ ヒ素：0.01 鉛：0.05 亜鉛：5.0 銅：1.0 水銀：0.001 カドミウム：0.005 微生物限度（直接消費を目的とした、容器入り水および容器に充填される予定の飲用水についてののみ） 大腸菌群：陰性 糞便性連鎖球菌：陰性 シュードモナス：陰性 臭化物の上限 0.01ppm以下であること	一部の許可されている処理： <ul style="list-style-type: none"> 2種類の気体（二酸化炭素および酸素）の添加。他の物質は認められていない 物理濾過処理 紫外線照射およびオゾン処理 包装前のミネラルウォーターの輸送は禁止されている 特定物質の最大許容値（ppm） セレン：0.01 ホウ素：5 総クロム：0.05 アンチモン：0.005 バリウム：0.7 マンガン：0.5 ニッケル：0.02 亜硝酸性窒素：0.02 フッ化物（フッ化物イオンとして） 濃度が > 1 ppm および > 2 ppm の場合については特別要件が存在する 硝酸性窒素：10 シアン化物（シアン化物イオンとして）：0.05	(1) 容器入り飲用水および容器に充填される予定の飲用水に関する衛生基準（Sanitation Standard on Packaged Drinking Water and Drinking Water to be Filled in Containers）に基づく

衛生	重金属の最大許容値 (ppm) (1) ヒ素：0.01 鉛：0.05 亜鉛：5.0 銅：1.0 水銀：0.001 カドミウム：0.005 微生物限度 (直接消費を目的とした、容器入り水および容器に充填される予定の飲用水についてのみ) 大腸菌群：陰性 糞便性連鎖球菌：陰性 シュードモナス：陰性 臭化物の上限 0.01 ppm以下であること	重金属、微生物、および臭化物に対する上限は、関連する衛生要件に準拠すること 残留農薬および有害物質が含まれてはならない	(1) 容器入り飲用水および容器に充填される予定の飲用水に関する衛生基準に基づく
包装	食品安全衛生管理法に基づいて定められた食品容器および食品包装に関する衛生基準に準拠すること	容器は、偽和および汚染の防止を目的とした損傷がない封を有すること。包装素材は関連する衛生要件に準拠すること	
表示	食品安全衛生管理法に定められた一般要件に準拠すること	食品安全衛生管理法、およびCNS 3192 事前包装食品の表示の要件以外にも、以下を表示しなければならない： <ul style="list-style-type: none"> ミネラル組成およびpH 水源の種類とその所在地、および登録番号 フッ化物濃度が> 1 mg/Lである場合には、製品名のごく近くまたは目立つ場所に「フッ化物含有 (contains fluoride)」と表示すること フッ化物濃度が> 2 mg/Lである場合には、「本製品は7歳未満の乳幼児の飲用には適さない (this product is not suitable for consumption by infants and children below age 7)」と表示すること 	
分析及びサンプリング	TFDAによる関連試験法に準拠する [外部リンク]	TFDAによる関連試験法に準拠する	


瓶詰め／容器入り飲用水 (天然ミネラルウォーターを除く)

規格	食品安全衛生管理法	国家規格CNS (業界規格)	備考
規格の名称	容器入り飲用水および容器に充填される予定の飲用水に関する衛生基準	容器入り飲用水 (Packaged Drinking Water) CNS 12852	CNSは任意規格である [外部リンク]
範囲	本規格は、容器入り飲用水および容器に充填される予定の飲用水に適用される	本規格は、食品消費を目的として販売用に密封容器に充填された容器入り飲用水に適用されるが、ミネラルウォーターに関するCNS 12700を適用するものを除く	


<p>説明</p>	<p>容器入り飲用水および容器に充填される予定の飲用水の水源品質は、飲用水供給源の基準に準拠すること</p>	<p>容器入り飲用水は、飲用を目的とした水である。製品は天然に存在する、または意図的に添加された二酸化炭素を含有してもよく、微量の無機塩を含有してもよい。ただし、糖、甘味料、香料、および他の食品添加物は認められない</p>	
<p>必須組成及び品質要件</p>	<p>重金属の最大許容値 (ppm) ヒ素 : 0.01 鉛 : 0.05 亜鉛 : 5.0 銅 : 1.0 水銀 : 0.001 カドミウム : 0.005</p> <p>微生物限度 (直接消費を目的とした、容器入り水および容器に充填される予定の飲用水についてのみ) 大腸菌群 : 陰性 糞便性連鎖球菌 : 陰性 シュードモナス : 陰性</p> <p>臭化物の上限 0.01ppm以下であること</p>	<p>浄水手順 – 以下の使用が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガス曝露 ● 活性炭 ● 逆浸透 ● 蒸留 ● その他 <p>殺菌手順 – 単独使用または併用が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 濾過 ● 塩素処理 ● 臭素化 ● 紫外線照射 ● 高温熱処理 ● 他の認可された物理的または化学的方法 : 2種類の気体 (二酸化炭素および酸素)、および微量の無機塩を除いては、他の物質 (糖、甘味料、香料、他の添加物など) を添加してはならない <p>物理的特性 : 最大許容値</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 臭い : 3 TON (臭気強度 [Threshold Odor Number]) ● 濁度 : 2 NTU (比濁計濁度単位 [Nephelometric Turbidity Unit]) ● 色度 : 5 (白金コバルトスケール) <p>化学的特性 (健康への影響) : 最大許容値 (ppm) セレン : 0.01 総クロム : 0.05 バリウム : 0.7 ニッケル : 0.02 ホウ素 : 0.5 シアン化物 (シアンとして) : 0.05 亜硝酸性窒素 : 0.1</p> <p>化学的特性 (健康に影響を及ぼす可能性あり) : 最大許容値 (ppm) フッ化物 (フッ化物イオンとして) : 0.8 硝酸性窒素 : 10 モリブデン : 0.07</p> <p>許容性に影響を及ぼす物質 : 最大許容値 (ppm) マンガン : 0.4 塩化物 (塩化物イオンとして) : 250 アンモニウム態窒素 : 0.1 全硬度 (炭酸カルシウムとして) : 300 総溶解固形分 (Total dissolved solids : TDS) : 500</p> <p>有害物質 : 最大許容値 (ppm) 総トリハロメタン : 0.08 トリクロロエチレン : 0.005 テトラクロロエチレン : 0.04 四塩化炭素 : 0.005 1,1,1-トリクロロエタン : 0.20 1,2-ジクロロエタン : 0.005 塩化ビニル : 0.002</p>	

		<p>ベンゼン：0.005 1,4-ジクロロベンゼン：0.075 1,2-ジクロロベンゼン：1 1,1-ジクロロエテン：0.007 エンドスルファン：0.003 リンデン（γ-ベンゼンヘキサクロリド [benzene hexachloride：BHC]）：0.0002 ブタクロール：0.02 2,4-ジクロロフェノキシ酢酸（2,4-D）：0.07 パラコート：0.01 メトミル：0.01 カルボフラン：0.02 ダイアジノン：0.005 パラチオン：0.02 エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（Ethyl-p-nitrophenylthionobenzenphosphonate：EPN）：0.005 モノクロトホス：0.003</p>	
衛生	<p>微生物限度（直接消費を目的とした、容器入り水および容器に充填される予定の飲用水についてののみ） 大腸菌群：陰性 糞便性連鎖球菌：陰性 シュードモナス：陰性</p>	<p>重金属、微生物、および臭化物は、関連する衛生基準の要件に準拠すること</p>	
包装	<p>食品安全衛生管理法に基づいて定められた食品容器および食品包装に関する衛生基準に準拠すること</p>	<p>食品容器／包装に関する衛生基準に準拠すること</p>	
表示	<p>食品安全衛生管理法に定められた一般要件に準拠すること</p>	<p>食品安全衛生管理法、およびCNS 3192 事前包装食品の表示の要件以外にも、以下を表示しなければならない：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 製品の名称 • 水源の種類とその所在地 • 製品のpH • 気体およびミネラルの添加量 	
分析及びサンプリング	<p>TFDAによる関連試験法に準拠する [外部リンク] </p>	<p>TFDAおよび環境保護署（Environmental Protection Administration：EPA）により発布された関連試験法に準拠する</p>	

果汁

規格	食品安全衛生管理法	国家規格CNS（業界規格）	備考
規格の名称		<p>果汁および野菜汁製品（容器入り）（Fruit and Vegetable Juice Products [Package d]） CNS 2377（2017）</p>	<p>CNSは任意規格である [外部リンク] </p>
範囲		<p>本規格は、さまざまな果実および野菜から調理され、金属製容器、瓶、紙製容器、または他の容器に充填された果汁および野菜汁製品に適用される</p>	

説明		天然果汁、濃縮果汁、還元果汁、天然果実ピューレ、果汁シロップ、果汁飲料、発酵果汁、発酵果汁飲料、混合天然果汁、混合還元果汁、混合果汁飲料	
必須組成及び品質要件	<p>微生物限度(2)</p> <p>搾りたての天然果汁および天然野菜汁 大腸菌群：10³MPN/mL以下 大腸菌：10 MPN/mL以下 サルモネラ：陰性</p> <p>還元果汁・野菜汁、ならびにそれらの飲料、果実ピューレ、および他の同様の製品 一般生菌数 (cfu/mL)：10⁴以下。ただし容器入り製品については200以下 大腸菌群：10 MPN/mL以下。ただし容器入り製品については陰性であること 大腸菌 (MPN/mL)：陰性 サルモネラ：陰性</p> <p>発酵果汁・野菜汁、およびそれらの飲料 大腸菌群：10 MPN/mL以下。ただし加熱殺菌製品については陰性であること 大腸菌 (MPN/mL)：陰性 サルモネラ：陰性</p>	<p>一般特性</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該果実特有の色を有し、良好な風味を伴い、品質変化がみられないこと 果肉以外に、沈殿物や果皮などの他の物質を含有しないこと <p>組成</p> <ul style="list-style-type: none"> 還元果汁 ブリックス天然果汁 ブリックス 滴定酸度 アミノ窒素分 灰分 <p>果汁飲料中の果汁含有量 10%以上</p> <p>果汁シロップ 果汁含有量が50%以上であり、糖の添加を伴う</p> <p>混合果汁中の果汁の割合 制限されていない</p>	注：(2)食品安全衛生管理法下の飲料に関する衛生基準に基づく
食品添加物		<p>さまざまな果汁、濃縮果汁、および果実ピューレ</p> <ul style="list-style-type: none"> グアバ、バナナ、パパイヤ、ココナッツ、スイカ、ライチ、マスキメロン：有機酸の使用が許可されている（クエン酸、リンゴ酸、ビタミンC） 発酵ゴレンシ果汁：食用塩の使用が許可されている 糖および他の食品添加物は許可されていない（その中に含有されるビタミンA、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンC、およびビタミンEの強化が規定範囲内で許可されている強化還元果汁を除く。範囲の上限値は食品添加物基準の「栄養添加物」区分の記載に従い、下限値は栄養強調表示規則の記載に従う） <p>果汁含有量が> 50%であり、糖を添加したさまざまな果汁・野菜汁飲料、および果汁シロップ</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて糖および塩の使用が許可される 食品添加物基準に準拠する 	
汚染物質		異物を含まないこと	

<p>衛生</p>	<ul style="list-style-type: none"> 食品容器および食品包装に関する衛生基準 食品における農薬残留許容量に関する基準 <p>微生物限度(2) 搾りたての天然果汁および天然野菜汁 大腸菌群：10³MPN/mL以下 大腸菌：10 MPN/mL以下 サルモネラ：陰性 還元果汁・野菜汁、ならびにそれらの飲料、果実ピューレ、および他の同様の製品 一般生菌数 (cfu/mL)：10⁴以下。ただし容器入り製品については200以下 大腸菌群：10 MPN/mL以下。ただし容器入り製品については陰性であること 大腸菌 (MPN/mL)：陰性 サルモネラ：陰性 発酵果汁・野菜汁、およびそれらの飲料 大腸菌群：10 MPN/mL以下。ただし加熱殺菌製品については陰性であること 大腸菌 (MPN/mL)：陰性 サルモネラ：陰性</p>	<p>衛生福利部 (Ministry of Health and Welfare) による規則において定められた要件に準拠する</p>	<p>注：(2) 食品安全衛生管理法下の飲料に関する衛生基準に基づく</p>
<p>表示</p>	<ul style="list-style-type: none"> 食品安全衛生管理法に定められた一般要件に準拠すること 果汁含有製品に関する特定表示要件：果汁の割合 (%) を、包装の大きさに基づいて規定されているフロントサイズを用いて記載し、正面表示欄の目立つ場所に表示すること 果汁含有量が10%未満の製品については、「果汁10%未満」という記載をラベルの正面表示欄の目立つ場所に表示しなければならない。または、果汁含有量の割合 (%) を表示してもよい 	<p>衛生福利部による規則において定められた要件に準拠する</p> <p>「搾りたて」の表示に必要とされる条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 新鮮な成熟果実から直接搾った、希釈および発酵を伴わない天然果汁 殺菌していない、または軽度の殺菌のみを行った果汁については、7℃での輸送および保管を要する 品質および風味の維持を目的として、10%以下の還元果汁・野菜汁の添加が認められる 	
<p>最終消費者向け容器</p>	<p>食品容器および食品包装に関する衛生基準に準拠すること</p>	<p>容器は損傷がない封を有すること。内容物はCNS 12924の要件に準拠すること</p>	
<p>分析及びサンプリング</p>	<p>TFDAによる関連試験法に準拠する [外部リンク] </p>	<ul style="list-style-type: none"> ブリックス値：CNS 3736 果汁・野菜汁飲料に関する試験法 – 一般 (Testing Method for Fruit and Vegetable Juice Drinks – General)：CNS 3736 	